

令和4年度医学部の臨時定員について

- 厚生労働省及び文部科学省は、地域の医師不足を解消するため、平成31年度までに大学に認可されている医学部の臨時定員に関し、「都道府県の医師修学資金の貸与を受け、卒後、都道府県内で医師として就業する意思を有する学生を別枠で選抜する地域枠」に限り、最大2年間(令和2年度・3年度)の臨時定員の措置を延長する方針

⇒ **厚生労働省は、令和4年度も令和2・3年度と同様の方法(別枠・県医師修学資金)で臨時定員を設定する方針を示した(R2. 8. 31)**

【山形大学医学部医学科の場合(H31年度まで)】

医学部医学科 (120名)		
105	5	10
一般枠	一般枠	地域枠
本来の定員	臨時定員増	
105	15	

令和2年度

- 1 臨時定員は全て削減する。
- 2 本来の定員(恒久定員)の中に「山形県定着枠」を設定する(県内出身10名・県外出身5名)

医学部医学科(105名)	
90	15
一般枠	山形県定着枠
本来の定員	
105	

臨時定員削減
(▲15)

【削減理由】

- ① 将来、医師過剰時代が到来
- ② 県医師修学資金の貸与を受けると、へき地勤務が義務付けられるため、専門医を養成する上で制約となる。

※R2.2議会で条例改正 ←

令和3年度

- 1 臨時定員を地域枠として8名分設定する(県内出身者8名)
- 2 当該8名分の枠は県医師修学資金の貸与を必須とする別枠の定員枠とする。

医学部医学科(113名)	
105	8
一般枠	地域枠
本来の定員	臨時定員
105	8

臨時定員復活(+8)

※県医師修学資金の貸与を必須とする地域枠

対応方針(案)

令和4年度

- ・ 医師少数県からの脱却を図るため、引き続き、地域枠による臨時定員の設定と更なる拡大に向け、山形大学医学部と調整を進めていく。
(厚生労働省から本県の臨時定員を地域枠として設定する場合の上限数は「11」と示されている。)